第８　保有個人データの開示等に関する義務
１　保有個人データに関する事項の公表等
２　保有個人データの開示
３　保有個人データの訂正等
４　保有個人データの利用停止等
５　理由の説明
６　開示等の求めに応じる手続
７　手数料
第９　苦情処理に関する義務
第10　法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応
第11　勧告、命令等についての考え方
第12　ガイドラインの見直しについて

第１　趣旨【法第１条関係】

このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第６条及び第８条に基づき、また、法第７条第１項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年４月閣議決定。平成20年４月及び平成21年９月一部変更。以下「基本方針」という。）を踏まえ、私的年金関係事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、私的年金関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定めるものである。

また、国民年金法（昭和34年法律第141号）、石炭鉱業年金基金法（昭和42年法律第135号）、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第５条及び第38条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成25年改正法第１条による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）並びに関係法令の規定に基づき、その業務の遂行に必要な範囲内で加入者等の個人に関する情報を収集し、保管し、及び使用することが認められ、それに当たっては、個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講ずることが求められることも踏まえ、このガイドラインを定めるものである。

法は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の有用性に配慮しつつ、受給者等、個人の権利利益を保護することを目的としており（法第１条）、当該目的は、このガイドラインにおいても、同様である。

このガイドラインにおいて「～ならない。」（「努めなければならない」を除く。）と記載している規定については、法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者の法的義務であるため、個人情報取扱事業者である私的年金関係事業者が従わない場合には、厚生労働大臣により、法違反と判断される可能性がある。一方、個人情報取扱事業者でない私的年金関係事業者がこれに従わない場合には、法違反と判断されることはない。

また、このガイドラインにおいて「望ましい」と記載している規定については、私的年金関係事業者がそれに従わない場合、個人情報取扱事業者であるか否かを問わず、法違反と判断されることはない。

法違反と判断されることはない場合にも、法の基本理念（法第３条）も踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれるものである（「第３　このガイドラインの適用対象者の範囲」の規定も参照）。

このガイドラインにおいて記載した具体例については、これに限定する趣旨で記載したものではない。また、記載した具体例においても、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。

第２　定義【法第２条関係】

このガイドラインにおいて使用する用語は、法第２条において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

１　個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

「個人に関する情報」とは、氏名、性別、生年月日、住所、年齢、職業、続柄等の事実に関する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関する判断や評価を表す全ての情報を指し、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれる。これら「個人に関する情報」が、氏名等と相まって「特定の個人を識別することができる」ことになれば、それが「個人情報」となる。

なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の氏名などの個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については、「個人情報」に該当する。

さらに、「個人」には外国人も当然に含まれる。

２　個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものをいう。

３　個人データ

「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

（例）

・　個人情報データベース等から記録媒体へダウンロードされた個人情報
・　個人情報データベース等から紙面に出力された帳票等に印字された個人情報

４　個人情報取扱事業者

「個人情報取扱事業者」とは、次に掲げる者を除いた、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。

⑴　国の機関
⑵　地方公共団体
⑶　独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。）
⑷　地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）
⑸　その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない者

⑸の規定にいう者とは、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去６か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者とする（個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）第２条）。5,000を超えるか否かは、私的年金関係事業者が管理する全ての個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の総和により判断する。ただし、同一個人の重複分は除くものとする。